

令和4年度第1回三鷹市個人情報保護委員会会議概要

1 日時

令和4年8月18日 木曜日 午後6時30分から午後8時35分まで

2 議題

(1) 諮問事項

- ア 教育ネットワークシステムの更新に伴う学習系クラウドサービスの利用について
- イ 学校給食費・各種学校徴収金システム導入及び運営業務について
- ウ 特定個人情報保護評価の再実施について

(2) 報告事項

- ア ウクライナ人緊急生活支援に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- イ 三鷹市市民参加でまちづくり協議会運営に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ウ 矢吹町との交流事業に係る事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- エ 身分公証事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- オ 住民情報システムの更改に伴う固定資産税・都市計画税の評価・賦課事務に係る特定個人情報電算記録項目の見直しについて
- カ 地区公会堂事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- キ 狂犬病予防法に基づく事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ク 三鷹市中小企業等特別給付金に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- ケ 三鷹市生産性向上補助金交付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- コ 災害時要援護者台帳作成事務に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
- サ 避難行動要支援者名簿作成事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- シ 避難行動要支援者名簿作成事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- ス 三鷹市高齢者等紙おむつ支給事業に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書

- の変更届出について
- セ 三鷹市福祉住宅に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
 - ソ 自宅療養者相談支援業務に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
 - タ 予防接種法に基づく臨時の予防接種の実施に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
 - チ 予防接種法に基づく臨時の予防接種の実施に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
 - ツ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
 - テ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
 - ト 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
 - ナ 養育費確保支援等事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
 - ニ 三鷹市子育て応援給付金給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
 - ヌ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
 - ネ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
 - ノ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
 - ハ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
 - ヒ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
 - フ 資料貸出および付帯事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について

へ 読書活動の推進に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について

(3) その他報告

ア 令和3年度個人情報保護制度及びコンピュータによる個人情報処理状況の報告

イ 個人情報保護制度の見直しに向けた取組状況について

3 場所

市議会協議会室

4 出席委員（敬称略）

（一般市民） 石川陽介 舘石万里 堀川健太郎 吉岡克俊

（学識経験者） 石橋圭介 小淵浩 土屋正己 羽根一成 樋口範雄

（市議会議員） 山田さとみ 半田伸明

5 欠席委員（敬称略）

赤羽香里 加藤隆之 高田哲司 成田ちひろ 小幡和仁 嶋崎英治

6 市側出席者

河村市長 濱仲総務部長

山口新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

田島総務課施設・教育センター担当課長 久保田学務課長

白戸情報推進課長 八木相談・情報課長

山下新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局主査 河合総務課主査

下鳥情報推進課地域情報化推進係長 松田相談・情報課主査

[事務局]

情報推進課 高木主査

相談・情報課 宮川主事

7 公開又は非公開の別

公開

8 傍聴者

なし

9 概要

(1) 諮問事項

ア 教育ネットワークシステムの更新に伴う学習系クラウドサービスの利用について

田島総務課施設・教育センター担当課長より諮問事項4～9頁に関する説明があった。

【山田委員】

この更新前のシステムについては、このマイクロソフトをもともと使っていて、よりセキュリティを強化したというような、そういった印象をこの資料を見て受けましたが、実際のところはいかがでしょうか。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

現行のシステムは、データセンターにオンプレといひまして、三鷹市独自で構築したものを使っております、俗にクローズドシステムというものになります。

今回、令和5年8月の更新に向けまして、クローズドで学習系と言われているシステム、データセンターにあるシステムをクラウドサービスで移します。そのために今回お諮りしているものでございます。

【樋口委員長】

そのシステムは、クローズドからクラウドへ上げる、それでここへ諮っているということですが、内容となる個人情報というのは、その5のところへ書いてあるような、教職員関係の人だけの情報であることには変わりがないのですか。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

そうです。あくまで、取り扱う個人情報としましては、認証に関わるところの利用者の情報という形になっております。

【石橋委員】

関連して2点、まず、前と後ですが、以前はオンプレで構築していらっしゃったということですが、それは、下の方にオレンジで囲われている学習系サーバー群のこととはまた別のシステムだと思ってよろしいですか。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

この学習系サーバー群というのも今現状でございますけども、ここの中に、今ここに記載されていない、例えばファイルサーバーなど、その辺の部分が、今回Microsoft365に移行するという形になります。

また、新しいものとしては、Teamsと言われているようなオンライン会議システム等は、今までシステム上にありませんでしたが、これも今回Microsoft365を使うということで、利用したいと考えておるところです。

【石橋委員】

ありがとうございます。ファイルサーバーをオンプレから持っていくというか、ファイルサーバーであるからファイルがあり、何かしらデータが載っていると思いますが、そこには一切個人情報はないということですか。つまり、児童とか生徒に関するメールサーバーが載っている、またはメールのやり取りなどがあると思いますが、その情報が漏えいしたときのリスクというものはまるでないということでしょうか。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

そういう意味では、基本的には、先ほど御説明したように、教育ネットワークシステム自体は、校務系と学習系に分かれておまして、この校務系と言われている部分が、個人情報、例えば子供たちの学籍や成績、保健情報と言われている機微な情報を扱っているエリアになります。それに対しまして、学習系と言われているのは、授業で先生方が教材で使っているものや、もしくはインターネットを使うために接続するものということになります。

ただ、委員から御指摘のとおり、同じファイルサーバーですので、個人情報が入っていないのかと言われてしまうと、置くことが可能になりますので、この辺につきましては、学校に教育をしながら、徹底して個人情報については校務系で扱うということを徹底しているところでございます。

また、メール等については、情報のやり取りという考え方の中で整理をさせていただいております。あくまで、子供たちはメールを使っていませんので、そういう意味ではここで諮問させていただいています教職員及び教育委員会の職員というところは情報が必要になってくると認識しております。

【石橋委員】

ありがとうございます。最後に1点だけよろしいですか。この手のシステムは、侵入されたときなど被害があったときのことを考えますが、6ページの下の方で、挙動を監視・検出しという、監視というのを常にやっつけらっしゃるように見受けられますが、これはどなたがどういう形で実施されるのでしょうか。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

今はこのシステムを利用していないので、今後構築して、令和5年8月から利用したいと考えているところですが、御質問の監視等につきましては、Microsoft365という中でライセンスを所有することになりますが、その中の一部の機能にデータの監視機能がございます。それに基づいて、今後適切な管理を行っていきたいと考えているところです。

【石橋委員】

それだと不安なのは、絵でいうとMicrosoft365というのは黄色の枠の部分です。気になるのは、下の方にある学習ネットワーク系にあるパソコンや、あるいは右の方にあるモバイルパソコン、これがマルウェアなり何なりに感染した場合に変な挙動をした場合というのは、黄色の枠の部分は通らずにインターネットと直にやり取りします。なので、Microsoft365は端末の中の挙動まで監視するようなサービスが含まれていれば良いのですが、いかがでしょうか。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

基本的な考え方としまして、端末自体は、ユーザー認証含めていますが、そもそも、我々の端末である物理的な端末の特定をこの下の学習系サーバーというところで、認証ADサーバーがございまして、そこで認証したものが、Microsoft365のアジュールアクティブディレクトリと連携して認証しています。Microsoft365を利用するためには、アジュールアクティブディレクトリに登録されたユーザー及び端末でないとアクセスできないことが条件の1つになります。また、その端末自体が、例えば御自宅からインターネットで使えるということは想定しておりません。基本的には学校からのネットワークからしか使えないようにする予定です。

ただ、右側のところに、モバイルパソコンがございまして、学校以外から使うことを考えています。ここにつきましては、閉域SIMといいまして、このSIMの中で特定のネットワークだけを許すという形で利用できるようにしております。一旦校務系ネットワークに入りながらインターネットに接続していくという形の認証をかけています。実際は、アジュールアクティブディレクトリ上で認証をかける形になりますが、インターネットで漏えいということではなくて、あくまでセキュリティー上は我々の配下の中で挙動しているという認識でいます。

【石橋委員】

そこは問題ないと思っておりますが、例えばモバイルパソコンでいうと紫の線がございまして、伸びまして、ファイアウォール、レンガのところにもぶつかって上の方にも行きます。

当然Microsoft365を使うならインターネットを経由しないといけません。ということは、モバイルパソコンでインターネットも、もちろんそこまでは閉域だけれども、そこから先はインターネットに繋がると。当然パソコンも、個人認証して使える人は限定しているけれど、インターネットは使える。なので、このレングアのところで、ファイアウォールのところで、どういうところにアクセスしたか監視があると安全かなというのが質問の意図でした。

【田島総務課施設・教育センター担当課長】

ファイアウォールからインターネットに行くような図柄になっていますが、Microsoft365で端末の認証をかけていますので、あくまでアジュールアクティブディレクトリのところで認証をかけます。Microsoft365を経由しないとインターネットに接続されないという認識をしていただければ、ほぼ合っていると考えております。

【石橋委員】

ありがとうございます。

【樋口委員長】

ご異議なければ、審議を終了いたします。答申に係る事務上の手続きについては、委員長と事務局で進めていきます。

(1) 諮問事項

イ 学校給食費・各種学校徴収金システム導入及び運営業務について

久保田学務課長より諮問事項12～14頁に関する説明があった。

【樋口委員長】

給食費その他の私会計について、こういう形で統一的な口座振替ができるようなシステム、それを委託によって行うということだと思いますが、いかがでしょうか。

【山田委員】

この4番の学校給食費・各種学校徴収金システムの概要のところで、利用者、三鷹市立小中学校に在籍する教職員、三鷹市教育委員会職員と書いてありますけれども、アクセスできる人は限定されているのでしょうか。もし限定されているとすれば、どのようにその条件を担保されるのでしょうか。

【久保田学務課長】

アクセスする者につきましては、まず、事務を担当する部署というところで、教育委員会側で縛りをかけております。また、学校側につきましては、校長、副校長、事務担当者等を原則といたしまして、それぞれにユーザーIDを付与してまいります。利用者は、パスワードにてシステムへログインをし、連続で誤ったパスワードを入力するとアカウントがロックされるようなシステムとしてのセキュリティーを持っているところでございます。

【山田委員】

パスワードの管理の徹底については、どのようにお考えでしょうか。

【久保田学務課長】

パスワードにつきましては、一定期間を経過した後、新たなパスワードを設定する形での管理となっております。

【山田委員】

例えば、パスワードを他の人に教えてしまう、また異動があると思いますが、その異動のたびに変わるということなのか、一定のというのはどういう基準なのか、その辺りを教えていただければと思います。

【久保田学務課長】

パスワードにつきましては、業務に携わる者に対してIDを付与いたします。異動等によりまして業務から外れた場合につきましては、そのIDについて取消しを行うことによって、仮にそのパスワードを入れたとしてもアクセス自体ができない形になっております。また、パスワードにつきましては、8桁以上で英数混在のものという形での制限をかけておりますので、より堅固なセキュリティーシステムの構築となっているところでございます。

【半田委員】

12ページの、個人情報保護条例の27条を抜粋していらっしゃいますけど、2項に、外部に委託をするとあります。そのときには、委託の内容及び条件について委員会の意見を聞くとあります。資料を見てみますと、13ページにシステム事業者に日本ソフトウェアマネジメントというのがあります。では、委託の内容は何かといたら、その次の事業の名称云々、これも理屈はよく分かります。

ただ、日本ソフトウェアマネジメントに、どのように縛りをかけるのかが大事な話であって、それがこの資料だとよく見えません。となると、当委員会としても、何を議論すれ

ばいいのか分かりません。その辺りがもう少し資料としてあった方がよかったのではないかと思います。この辺りの所見を伺いたいということが1点目。

2点目として、基本的な話ですが、このシステム事業者、日本ソフトウェアマネジメントに委託をするという形だから、こういう流れになっていると思います。日本ソフトウェアマネジメントはシステムを提供するだけなのか。実際の利用者は、教職員や教育委員会の職員とあります。施設の提供を受けて利用するこちらというのも、厳密な意味で委託になるのか。単純にシステムの提供だけではないかというのが疑問に思ったので、この辺り少し整理しておいた方がいいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

【久保田学務課長】

1点目の御質問についてです。今回は、個人情報を含むデータ等につきまして、委託事業者がその加工を行うという形での諮問となっております。その際に、セキュリティーに対する措置といたしまして、契約書の中に、個人情報保護条例の施行規則第15条を掲げております。各セキュリティーに関する事項についてしっかりと明記をした上で、各受託者とともにも三鷹市としての個人情報、また、情報セキュリティーに関する事項の徹底を図ってまいるといふところのものでございます。

2点目で御質問をいただきました、委託の内容等について、今回、システムといたしまして、日本ソフトウェアマネジメント株式会社のシステムを導入いたしますが、併せまして、口座振替データの作成、また納入の告知、督促及び催告につきまして、委託事業として行うものという形になっているところでございます。

【半田委員】

委託の内容及び条件について委員会の意見を聞くとあるから、この日本ソフトウェアマネジメントは何だというのがあると思います。規則の15条を遵守させるというのはよく分かります。ただ、そのことはこの資料には出ていません。この資料だけだと、日本ソフトウェアマネジメントでいいかどうか分かりません。

【久保田学務課長】

日本ソフトウェアマネジメントを選定いたしました経緯につきましては、プロポーザル方式により選定をしております。プロポーザルの時点で、申込みが2者ございました。その中で、まず経営状況、さらに、このシステムに関するセキュリティーや運用実績等についてのプレゼンテーション、資料の提出があり、その中で、実績として、日本ソフトウェ

アマネジメントが、近隣市で言いますと既に世田谷区の方で導入をしております。また、国分寺市におきましても、公会計化に伴い、このシステム及び業務を請け負っていること等の実績が高く評価されて、その事業者となったところでございます。

なお、プロポーザルの過程におきまして、事業者のところの部分の会社に関するセキュリティといたしまして、プレゼンテーションの中で御説明があったものといたしましては、社内に専門の委員会を設けて、定期的に社員教育や確認試験を実施しているということ。また、プライバシーマークを取得して更新をしていること。品質マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステムを取得していること等のプレゼンテーションがあり、評価の方にも反映をされているところでございます。

【半田委員】

というやり取りを、質疑をしないと明らかにならないのが不思議です。27条の2項には、委託の内容及び状況について委員会の意見を聞くとあります。ところが、基礎資料がありません。今の説明を聞いて、そうですかとなりますが、今の答弁いただいた内容を最初からこの資料に載せるのはいいかどうか、これは価値判断は言いません。言いませんが、事前に我々に見させてもらいます。事前に見させてもらった内容で、このページは全く意味が分かりませんでした。

もう少し、今2点御答弁いただきましたので重々理解はいたしました。諮問事項1と2は決定的に違って、より丁寧な資料があってもよかったのかなと思います。作り方はいろいろあるでしょうから、27条の2項を見る限り、この資料でいかなものかという問題提起でした。御理解いただければ幸いです。

【久保田学務課長】

27条の2項の方に規定されています委託の内容及び条件につきまして、説明が不十分だったところについては謝罪をしたいと思います。

なお、委託の内容につきましては、資料の別紙1、システム概要図のところに、それぞれ本システムのところで行う内容として4点、その概要のところについてお示しをしているところでございます。

説明の中で、ここに飛ばずに口頭だけで説明をしてしまったことによって、不十分な説明となってしまったことに対してお詫びをいたします。

【吉岡委員】

私も企業にいて、こういった類いのものを少しは学んできたつもりではおりますが、一

番企業としても心配しているのはセキュリティー問題です。セキュリティー問題は、どうということかという、先ほど三鷹市立小中学校に在籍する教職員、三鷹市教育委員会職員が閲覧できますというお話でしたが、当然、人事異動があります。そのときの問題がありまして、企業でも、退職した人間、これがそこで切ればいいのですが、反対にずるずるべったりで、少しその人の名前を残してしまいます。その人のパスワードも残っているという状態があったものですから、この辺を、セキュリティー問題になってきますけど、異動された方とか退職された方とか、この辺の方をどうするかとかいうのも、本当はここにこうしますよというのを載っけていけば、こういう考えだなというのは思っていますけど、何も、先ほどの話で、パスワードは8桁でどうのこうのと、これは一般的な話なので、それも含めて、こういったところに載せていただければありがたいかなと思います。

【石川委員】

細かい質問が幾つかありまして、まず、取り扱う個人情報、取り扱える人間を学校の中でもある程度縛りをつけるということで、この個人情報の中身を見ていると、恐らくアレルギー情報は栄養士さんになるでしょうし、児童生徒の氏名、保護者の住所、生活保護情報などというのは事務の担当になると思います。今、学校関係においては会計年度任用職員の方が非常に多くいらっしゃいまして、その方は基本的に学校だけを回っているわけではない。要は本庁から学校に来られる方もいれば、学校から本庁に行かれる方もいる。そうなりますと、名前が残ったまま学校から移動した場合、パスワードが有効になってしまうのかどうかというところ、そこが1つありました。

この徴収金や学校の給食費を私会計から公会計にということで、それは分かりますが、逆の返金等々が生じた場合というのは、そこに関して、こちらの日本ソフトウェアマネジメントさんにやっていただけるのか。コロナ禍で、急遽自然教室であったり修学旅行であったりというのが、学校の中でも中止等々あって、その返金も結構学校の中では、1学年だけ返金をしないといけないとか、そういう部分が出てきておりまして、その部分までこちらの方で担当していただけるのかどうかというのが気になりましたが、そこら辺はどうでしょう。

【久保田学務課長】

まず1つ目の、職員の異動に伴うユーザーID及びパスワードの管理についてお答えをいたします。

職員が異動に伴いまして、ユーザーIDにつきましては権限がなくなりますので、削除

する形になります。先ほども一定期間残しておくような措置があるのではないかということの発言がありましたが、教育委員会では、異動に伴いその権限を失うという形で、ユーザーIDについて適切に削除してまいります。

2点目の返金業務についてでございます。今、この委託している業務につきましては、現在、学校において徴収管理を全て行っていて、その中でも返金の業務というのが既に実際行われているところでございます。今回は、それが公会計になることによりまして、今学校が行っている返金業務につきましては、このシステムを活用して、教育委員会の方で返金を行っていくという形になっております。

【羽根副委員長】

先ほど御指摘ありましたが、委託の内容というのがよく分からなくて、13ページの(3)のところ、例えばイの中では、納入通知書の作成から送付までを業務委託により行いますとあり、エのところには、督促状の送付や催告の業務委託を行いますと。このことが委託のした業務内容ということになるのでしょうか。それとも、これはまた別の話なのか。その辺はいかがでしょうか。

【久保田学務課長】

御質問いただきました内容につきましては、システムの導入及び運営業務という形での委託になっておりますので、同じ流れの中で、データの作成、納入の告知、口座振替による一括徴収及び督促及び催告について行っていくものとなっております。

【羽根副委員長】

その過程の中で、受託業者さんであります日本ソフトウェアマネジメントさんの方には個人情報があると、そういうことでしょうか。

【久保田学務課長】

6でお示しました処理事務に伴いまして、例えば口座からの引き落としデータを作成する場合につきましては、生徒児童の保護者の方の口座情報がどうしても必要になりますので、その口座情報を扱っていくという形になっております。

【羽根副委員長】

その業者に渡った個人情報の、業者でのセキュリティー、保護のやり方ですとか、それから、最終的にその個人情報をどうやって廃棄するのか、いらなくなったりしたら。そういうことはどういうふうに、恐らく契約書の中でうたわれていると思いますけども、どうなっているのでしょうか。

【久保田学務課長】

まず、システム会社に関するセキュリティーでございますけれども、まず、会社の方で、まずプライバシーマークを取得した会社であるということで、個人情報についてのプライバシーマークを取得し更新をしているところでございます。さらに、専門の委員会を設け、社員教育や確認試験を実施するなど、社員一人一人のセキュリティーについてしっかりと体制を整えた会社という形になっております。

また、具体的には生徒児童が卒業してしまった場合については、そのデータにつきましては不要となりますので、いわゆる卒業に伴って、提供資料、データの廃棄等についての義務をしっかりと契約書の中で明記をしているものでございます。

【羽根副委員長】

なるほど。これも先ほど御指摘のあった点ですけども、日本ソフトウェアマネジメントの中については、契約書できちんとうたっていると、個人情報の取扱いについてうたっていると、そもそもそこからさらにどこかに漏れるというか、個人情報が渡ると。再委託の問題ですけども、再委託というのは可能ですか。それとも、そもそも不可能、禁止しているのでしょうか。

【久保田学務課長】

今回の業務につきましては、再委託については含まれていないものでございます。

ただ、三鷹市個人情報保護条例の施行規則第15号におきましては、再委託の際については条件を付すことということになっております。

ただ、今回の案件につきましては、再委託については発生しないものという形になっております。

【羽根副委員長】

なるほど。最後に、業者との契約書ですけども、それは、ひな形といいますか、今回この契約、独自に新しく作っているものなのか。ほかでも個人情報を扱うとき、こういった業務委託のときに共通して使っているようなものなのか。共通なものであれば、ある程度、一定の条項の中で手当てが当然規定されていると思いますけども、その辺はいかがなのでしょう。

【久保田学務課長】

契約につきましては、まず、契約業務に関する約款等につきましては、市の規定のものがございます。さらに、特記事項といたしまして、個人情報保護条例施行規則の第15号に

掲げるものについて、特記事項としてさらに付け加えて、1本の契約として締結をするものとなっております。

【羽根副委員長】

なるほど。ありがとうございました。

【樋口委員長】

半田委員や羽根副委員長のもそうですけども、事務局の方もこちら側の趣旨はきっと十分に理解していただいたと思いますけど、この委員会で何が審議されるかという、今回委託という話になっているので、委託先は大丈夫なのかというようなことをもう少し、口頭で相当に補充していただきましたので、もちろん公募型のプロポーザルの中で、そういう点をものすごく気にしながら優れたところを選んでおられるでしょうが、私も法律家の1人なので、やっぱり契約書そのものでなくてもいいですが、その要点で、こういうところは押さえてありますと。受託業者も、こういうことが義務づけられていますというようなことがあると、もっとありがたかったのかもしれないと思いました。

【石橋委員】

何回かこの個人情報保護委員会に出させていただきまして、その諮問の所管の課ごとで書きぶりがかかなり違っておりまして、ものすごくセキュリティーに書いていただくのと、さらって書いていただくのと、ちょっと濃淡がございまして、もしよろしければ、情報推進課かどちらかで、この会にかけるときは大体この辺りをチェック事項みたいなのを決めていただいて、例えば委託業者なら、Pマーク取っている、I SMS取っているとかいうところのオンオフとか、ここにケアしているというのを、もう少し標準化していただけると、多分委員の方としては、これはオーケーだからもうオーケーと、もっとすんなりいくのかなと思いました。

【白戸情報推進課長】

事務局、情報推進課長の白戸です。ただいま御指摘のように、例えば委託であれば抑えるポイントありますし、委託ではなくてネットワークを重視するというのであればそういった大切なポイントがありますので、そういった部分を事務局と現場と相談しながら、資料作っていければ、分かりやすいものをつくっていければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

【樋口委員長】

ありがとうございます。

この件、このぐらいでよろしいですか。

これは、いろいろ御意見も出たところではあります。私としてはということなので幾らでも御意見をいただきたいと思っておりますけれども、今回、資料の、プレゼンテーションの在り方とか、いろいろ少し足りないところはあったと思っておりますけれども、質疑応答の中で、まさに半田委員、その他の方からいろんな質問が出て、それで、それに答えていただく形で、一応セキュリティーについて、いろいろなことが考えてあるということが分かったと理解すれば、異議なしということで答申したいと思っております。答申に係る事務上の手続きについては、委員長と事務局で進めていきます。

(1) 諮問事項

ウ 特定個人情報保護評価の再実施について

白戸情報推進課長より諮問事項16頁に関する説明があった。

【樋口委員長】

これについても、今、説明を伺ったところですが、なかなか分からないということがあっても当然かなとは思いますが、何かあれば。この件は、今説明があったように、つまり、上の法律で、マイナンバー法というところで、こういった特別な取扱いをしないといけないうことが定まっております、そのための部会というのをつくるということであり、この委員会に附属させてということではありますけれども。それで、本日、何か御質問があればもう少しあっていいですけれども、とりあえず、このマイナンバーと、このワクチンパスポートというようなことで新たなマイナンバーの利用ということが出てきたので、部会に諮り再評価をすることが必要になったということだけ理解していただければ、部会で個別の審議を行って、その上で、その結果をまたこの委員会に、私の方からまた報告するということになります。

ただ、これ、実施の日やなんかももう決まっておりますので、部会長と委員長を、私が二刀流というのをやっているわけですから、委員長責任で、とりあえず答申を決議させていただき、その結果を次回の委員会で報告させていただくということに、スケジュール感としてはそうなることになるのですが、そういうことでよろしいですか。コンビニ等でこういうことが取れるようになるというのは、きっとありがたいことだろうとは思いますが、

それについては、また部会で説明を伺いたいと思います。

それでは、異議なしということで、白戸課長から補足で、あるいはほかの担当部局から何かの説明がありますか。

【白戸情報推進課長】

市の方でもやっておりますけれども、ワクチンパスポートの仕組みは、住民票等のコンビニ証明をやっていますけれども、あの流れを利用するところがございますので、また、変更となる部分がありますから、その点を中心に御審議をいただければと思っております。

今回、VRSというワクチン管理システムとデータをつなげて、コンビニで証明発行するという事です。その辺りが御審議の中心になろうかと思っております。

【山口新型コロナウイルスワクチン接種担当課長】

資料の一番下の、6番の表の外の米印に書いておりますけれども、この経緯につきましては、国から事後評価の対象となり得るということが事務連絡で示されておりますので、実はサービス自体は8月17日、昨日からスタートしております。今朝時点で三鷹市として発行したのは6件ありましたので、問題なく動いていることは確認しておりますけれども、時系列的には、諮問、また部会での審議が後になりますけれども、これは、国から事務連絡として、このような取扱いについては許容されているということとなっておりますので、その点だけ御報告させていただきます。

【樋口委員長】

ありがとうございました。

それでは、これについても、とりあえずは異議なしということで審議を終了して、報告事項も相当にありますので、そちらへ移りたいと思います。

報告事項、これも事務局からお願いいたします。

(2) 報告事項

- ア ウクライナ人緊急生活支援に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- イ 三鷹市市民参加でまちづくり協議会運営に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ウ 矢吹町との交流事業に係る事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- エ 身分公証事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- オ 住民情報システムの更改に伴う固定資産税・都市計画税の評価・賦課事務に係る

特定個人情報電算記録項目の見直しについて

- カ 地区公会堂事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- キ 狂犬病予防法に基づく事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ク 三鷹市中小企業等特別給付金に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- ケ 三鷹市生産性向上補助金交付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- コ 災害時要援護者台帳作成事務に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
- サ 避難行動要支援者名簿作成事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- シ 避難行動要支援者名簿作成事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- ス 三鷹市高齢者等紙おむつ支給事業に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- セ 三鷹市福祉住宅に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ソ 自宅療養者相談支援業務に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- タ 予防接種法に基づく臨時の予防接種の実施に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- チ 予防接種法に基づく臨時の予防接種の実施に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ツ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- テ 令和3年度子育て世帯への臨時特例給付金に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- ト 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ナ 養育費確保支援等事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- ニ 三鷹市子育て応援給付金給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
- ヌ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
- ネ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る個人情報取扱

事務届出書の廃止届出について

- ノ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- ハ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- ヒ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の廃止届出について
- フ 資料貸出および付帯事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について
- ヘ 読書活動の推進に関する事務に係る個人情報取扱事務届出書の変更届出について

八木相談・情報課長より報告事項1～132頁に関する説明があった。

【樋口委員長】

とにかく29項目もありますので、それに内容も多岐にわたるといえるものですが、何かコメント、あるいは御質問ありますか。今の御報告について。

それでは、また何か後で思いつくことがあったらいつでも手を挙げていただくことにして、審議事項の2としての報告事項は終了したいと思います。3のその他報告というところが、複雑な問題も含んでおりますので、そちらに移りたいと思います。

(3) その他報告

- ア 令和3年度個人情報保護制度及びコンピュータによる個人情報処理状況の報告
(白戸情報推進課長・八木相談・情報課長)
- イ 個人情報保護制度の見直しに向けた取組状況について (八木相談・情報課長)

白戸情報推進課長及び八木相談・情報課長よりその他報告事項1～6頁に関する説明があった。

【樋口委員長】

これは、この委員会がよって立つところの制度自体がという話なので、なかなかそう簡単には理解がしにくいと思いますけれども、以上、まず説明は伺いましたので、いかがですか。

【半田委員】

いわゆる権利の濫用条項ですね。権利の濫用条項がなぜ追加されたのかという背景、2年ぐらい前ですか、いろいろありましたね。相談・情報課の中でも。

だから、2つ確認したいのは、権利の濫用条項は、今回の法改正によってそうなったか、それとも自治体独自で追加したのか、どちらなのかというのが、まず1つ目。

あと2つ目は、一見すると、情報公開、制限するのとなりがちなので、なぜこのような提案をするに至ったかの過去の経緯はやっぱりきちんと説明しておいた方がいいと思います。こういう経過がありましたということは、補足をしていただきたいと思います。

【八木相談・情報課長】

1点目でございますが、この権利の濫用の規定につきましては、市独自で規定をするということでございます。

次に、2点目でございます。こちらにつきましては、特に令和元年度以降、2年度、3年度、そして4年度も若干ありますけれども、特定の市民の方から、公開請求、あるいは開示請求、これが大量といいますか多数回請求がございまして、本当に全体の何割を占めるというところございまして、それによりまして、先ほど御説明させていただいたとおり、事務の停滞を招くとか、負担が大きくなっているものでございまして、そういうことを踏まえまして、今回、情報公開条例の改正のところで、特にこの公開請求に関する却下の規定等を追加して規定をするというところに至ったところでございます。

【半田委員】

今年もあるというのはちょっと驚きました。はっきり言うと、嫌がらせといったら言い過ぎかもしれませんが、具体的な事案は、なかなか課長の口から言いづらいと思いますが、ある特定の対象に対して、数十件とか、そういう感じでいきなりどかんということで、実際に相談・情報課がパンクしましたね。あのとき、本当に見ていると心苦しかったのですが、当時、現在の教育部長の伊藤さんが総務部長だったとき、私は個人的には、これを早く入れた方がいいよと言いつけた立場だったので、ようやくかという気持ちがあります。

ただ、現実、心配なのは、濫用は誰が認めるのという話です。実際にそういった方々が、もう1回相談・情報課に、例えばこの条例改正知らないでいらした。いや、すいません、

あなたは権利の濫用ですよといきなり言うのは課長ですか、部長ですか。ここ大事で、心配しているのは、そこで開示請求をしに、大量請求をしにきた当事者が、言葉は悪いけどはっきり言いますね、その場で暴れられた場合にどうするのと。それを、相談・情報課の職員体制で果たして防ぎ切れるのか。ここが次のテーマになってくると心配をしています。この辺り、いかがでしょうか。

【八木相談・情報課長】

この5ページに条文を掲げてありますが、特に2点目、(2)ですが、「公開請求がこの条例の目的を逸脱するものであり、権利の濫用と認められる場合」でございまして、ここにつきましては、条例として、規定として載せるのはこの規定でございすけれども、権利の濫用、大量請求、多数回請求等、それにつきましては、いろいろなケースもございすので、1つは、東京都にあるのですが、ガイドラインで今までの実例を冊子にまとめたものといいますか、そのような形で対応することも1つ考えられますし、そこは今後検討していく必要があると考えております。

【半田委員】

そうかといって、規則事項にするのもどうなのというのがあります。ここ、なかなかオブラートといいますか、難しい問題で、条例改正ですから、当然施行規則をつくるのでしようけど、その規則に、こういう場合が権利の濫用と認められるという例示を例えば出すとしますよね。例えばアからコまで10個あるみたいな、仮にそれを想定します。その10個に該当しないやり方だからいいじゃないのと来られる可能性も否定できないです。だから、例示列挙をするのも、ある意味怖いなど。私、今、正直な気持ちを言っています。そうかといって、例示列挙しなかったら、部長ないし課長の独断で権利の濫用と決められてしまうのかという反論が来ることも怖い。どちらも怖いです。

だから、この辺りは非常に微妙な価値判断が迫られるのではないかと思います。部長、この辺り、今現状まとめているのであれば、どのような議論の経過だったのかを御指導いただければと思います。

【濱仲総務部長】

先ほど来ありますように、三鷹市でも、特定の市民の方ではございますが、もちろん私もがしっかり条例でも認めている権利といたしまして、個人情報の開示請求、市政情報の公開請求という権利を必ず保障しなくてはいけないと思っております。その中で、わざわざこの規定を設けさせていただくには、三鷹市の権利の濫用にならないような制度とし

て、まず、つくらなくてはいけないということ。ただし、やはり職員といたしましても、今までの経過からしまして、よって立つところがないというか、後ろ楯になる条文もないのでは、反対に私ども、もちろん、その請求が適正に運営されるように、その方にお話をさせていただく上でも、やはりこの規定があるかないのでは職員の気持ちも大きく変わってまいります。だからといって、この条例の条文があるからといって、すばっと切れるものでもなく、例えばガイドラインをつくったからといってすばっと切れるものではないと考えております。1件1件を丁寧に対応しながら、最終的な先には、私どもも、本当にここまでは難しいかなというところでこの条文を使わせていただく。さらに、そこで、その後につきましては、ちゃんと審査会で御審議をいただくということを、まず大前提といたしまして、この規定を置かせていただければと考えているところでございます。

【半田委員】

一通り過去の経緯で、なぜこういうことになってしまったのかと、やり取りが、今、紹介みたいにありましたけど、くれぐれも慎重にということと、あともう一つ、個人的には議会の中での審議で多分荒れるなどと思って心配しているのは、個人情報保護法の国の法改正に合わせて、なぜ市が独自に権利の濫用条項を入れたのかと。なぜ一緒なのかというのは、なかなか難しい問題ですよ。言葉を悪く言ってしまうと、ついでに入れ込んだのかと見られがちですよ。だから、そこをすごく丁寧な説明が必要だと思いますし、パブコメ取るときも、そこは意を用いて、文章を少し追加するとかいう形が必要なのかなと思います。

【山田委員】

半田委員のおっしゃったとおりだと思いますが、あえて言わせていただくとすれば、これが、私たちは経緯を見ているので、議員は、こういうものがあつた方が、すごく職員が長い間拘束されてしまったケースなどもお伺いしております、それはほかの市民の損害でもあるのです。ほかの市民のために働けた時間が、その方の権利の濫用によって奪われてしまったということも考えられます。

しかしながら、これだけを出されてしまうと、市民に対する権利の侵害じゃないかと言われると思いますので、ここはもう本当に丁寧に御説明いただけるように、重ねてお願い申し上げます。

【樋口委員長】

いかがですか。これは今日、個人情報保護委員会というのをやっているの、この公開

条例の話は、本当はこの問題ではないです。私も何十年か前に豊島区の個人情報公開審査会というのに出させていただいたことがあって、そちらの方はいろいろな事例が上がってきますが、とにかく何らかの形で却下、あるいは一部非公開といった話が出てきたときに、文句が言える手続、構造になっています。多分、ここでもそうだと思うのですが、情報公開審査会というのが別にあって、そちらが却下したものについて、それでいいかどうかというので。だから、そういう意味では、行政手続の中で、そういう審査会へ判断をお願いするという形で逃げられるようにはなっていますが、現場ではそういうわけにはいかないということでしょうね。

【濱仲総務部長】

これまでの事例の中でも、やはり私ども、一定の対応をさせていただいた上で、どうしても却下せざるを得ない状況がございました。もちろん、それに対しても不服申立てがございまして、審査に移行いたしました。その中で、権利の濫用を認めていただいた分がございまして。

そういった実績も踏まえまして、今回、こういった規定を置かせていただくものでございます。もちろん、私ども、決して権利を阻害といいますか、排除するものではございません。行政としての役割をしっかりと果たすためにも、市民の皆様の御協力あつての制度だということをしっかり理解していただく上で、今回規定をさせていただければと思います。

【樋口委員長】

山田委員からもあったので、一番大事な視点の1つは、やっぱりその人だけの市政ではないので、ほかの人たちへの市のサービスがそれで犠牲になっているという現実があるとしたら、それはおかしいので、そういうことはいけませんよと、普通のことだと思いますけど、言ってあげないといけない人もいるということだろうと思いますが、その際に、ここには法律家が何人もいらっしゃるのでも補足してもらえませんが、私は本当に記憶があやふやなもので、個人情報保護法の中の開示請求の例外かもしれないけれども、行政機関の事務に支障を来すような何かの場合については例外にするというのが、法律の中でもどこかあったような気がいたしますよね。抽象的な文言過ぎて、そういう人には、どうやっても同じなのかもしれないですけど、目的を逸脱し権利の濫用と認められるというところに、さっきの市の事務、正当な事務の遂行に支障を来すようなという法律の文言を持ってくるような。説明の中に、法律の方もこういうものがありますという。つまり、

この条例で特別に定めたということでは必ずしもないという趣旨が付け加えられた方が、市議会等ではいいかもしれないと感じました。典拠になる法律の文言を持ってこられないところが残念ですけども、それはすぐ見つかると思います。

ほかにいかがですか。一応私の理解では、この個人情報保護委員会でこれが問題になっているのは、個人情報保護の条例が今回改正せざるを得なくなって、そのところに、4ページ目の、こういう開示請求の基本原則というのを入れるので、それと同趣旨のものを情報公開条例にも入れる。その情報公開という点では、開示請求に応えるというのも情報の公開、それはその人の個人情報ですけど、当たり前といえば当たり前ですけど、こちらの方は。そういう趣旨では共通する部分があるので、今回、資料に入れていただいたと。そういう点、皆様の御意見も伺いたいという趣旨だと理解しております。

あるいは、市民の理解が、まさに市民代表の方もおられるので、やっぱり理解が進んでいた方がありがたいということがあると思います。

【半田委員】

あと、もう一つ大事なことは、先ほど委員長も冒頭の挨拶でお話が出ていましたが、この委員会は実はなくなってもいいということですよ。3ページにあります。真ん中より上ですか。改正後は、要は1件ずつ諮問することがなくなると。建前としては、諮問するため、諮問を受けた側として議論をするということだったのですが、ここも一応確認をしておきたいのですが、なくなってもいい、なのに残す。残すのに、一応価値判断がここに入っていますね。個人情報保護制度の運用について適正化、検証をする、御意見をいただく、専門的な知見に基づく意見を聞くことができると。このように形を変えて我々の委員会が継続していくということを決めた背景、なぜこのような形にしたのか。あと、もしよろしければ、他の自治体はどのような傾向にあるのか。なくすという単純な判断をするところは多分ないだろうと思いますが、当然他の自治体の事例も調べられているでしょうか。この辺り、こうやって形を残すということに、先ほど冒頭市長挨拶にもありましたが、この辺りをもう少し詳しく説明をいただければと思います。ここ、大事な話だと思います。

【八木相談・情報課長】

まず1点目、2点目からです。他自治体の状況ですが、三鷹市以外の自治体と意見交換等をしてはいますが、まだこれについては検討している段階ということで、特に具体的な情報は入っていないというところでございます。

また、今回、名称も、三鷹市個人情報保護制度運営委員会ということで名称を変えてお

りまして、役割も変わってきているのでございますが、三鷹市個人情報保護委員会が条例上設置されておりまして、今度法改正によって、必ずしも設置しなければいけないものではありませんが、まさに半田委員に、読んでいただいたとおりですけれども、あと御意見ありました、今まで諮問、報告ですけれども、ただ、諮問という形ではなくなります、年、例えば2回とか諮問、報告事項につきましてはきちんと報告をさせていただいて、個人情報の取扱いについて監視していただく、御意見をいただきたいとは考えております。

【石橋委員】

もちろんその法律改正に伴って実績が分かるとか全然問題、それで住みやすくなるのだっただけ素晴らしいと思います、一応念のため、途中で、改正後は法及びガイドラインの規定に則って運用されることとなり、1件ずつ諮問をすることはなくなりますということは、例えば今回のようなクラウドに載せるとか、あるいは、例えば先ほど報告のあった目的外利用をしますとか、外部提供をしますとか、こういうことの判断を、今後は市の内部で、これはガイドラインに則るからオーケーだという、だから自分たちで判断していくという形になってまいりますでしょうか。

【八木相談・情報課長】

石橋委員のおっしゃるとおり、類型的に、先ほど言われました外部結合とか目的外利用、そういうものにつきましては、類型的に諮問をすること、お諮りすることはなくなるということでございまして、ただ、判断のつかないものも、出てくるとしますので、そのときにつきましては、今は市の個人情報保護委員会にお諮りしていますが、今後は国の個人情報保護委員会に確認をしていくというようなことになっております。

【石橋委員】

外部のチェックが入るということで、了解いたしました。それが、今まで市でやっていたけれど、それが今後は国レベルになるということですか。

分かりました。ありがとうございます。

【樋口委員長】

今日はこの審議事項の、その他報告2というのも、まさにこの委員会の存続に関わるような事例なので重要だろうと思いますが、この辺りで、時間もありますので、終了しようと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、これをもちまして、今日の議事を終了いたします。

議事概要につきましては、委員長確認のうえ「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開

に関する条例」に基づき、公表することといたします。

これで令和4年度第1回三鷹市個人情報保護委員会を閉会いたします。本当にありがとうございました。